

2025 年 11 月 1 日

お客様各位

長崎市出島町 1 2 番 2 0 号
長崎タクシー共同集金株式会社
代表取締役 四 元 永 生

タクシー乗車券(前払式支払手段)の取扱い終了について

拝啓、秋冷の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在ご利用いただいております「有効期限のないタクシー乗車券(前払式支払手段)」につきましては、「有効期限付きの新タクシー乗車券」への切り替えに伴い、誠に勝手ではございますが、**タクシー乗車券の販売を2025年12月30日(火)に、タクシー乗車券の取扱いを2026年3月31日(火)に終了させていただくこととなりました。**当社発行の「有効期限のないすべてのタクシー乗車券」が対象です。お持ちのお客様におかれましては、取扱い終了日までのご利用をお願いいたします。

なお、取扱い終了日までにご利用いただけなかったタクシー乗車券につきましては、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり払戻しを実施いたします。

突然のご案内になってしまい、皆様には大変ご迷惑をおかけしますこと深くお詫び申し上げます。

敬具

記

1. 販売及び取扱いを終了する商品	長崎タクシー共同集金(株) タクシー乗車券
2. タクシー乗車券販売終了日 タクシー乗車券(利用)取扱い終了日	2025年12月30日(火) 2026年 3月31日(火)
3. 払戻しの申出期間	2026年4月1日(水)～2026年9月30日(水) ※標記の期間にお申し出頂けない場合には、本払戻し手続きから除斥されます。
4. 払戻し申出の方法	窓口へ対象のタクシー乗車券及びご本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。「タクシー乗車券払戻依頼書」に必要事項をご記入いただき、現金にて払戻しいたします。 詳しくは、当社ホームページを参照ください。
5. お問い合わせ及び払戻し窓口	〒850-0862 長崎市出島町 12 番 20 号 長崎タクシー共同集金(株) 総務・経理課 TEL095-825-4191 午前 9 時～午後 5 時まで ※土日祝日は除く



対象のタクシー乗車券見本（一部抜粋）



※このほかにも「有効期限のないすべてのタクシー乗車券」が対象となります。

以上